

春日井民商だより

電子帳簿保存法って何？

焦らずじっくり何が必要なのか考えよう

最近テレビCMでも「インボイス・電子帳簿保存法は〇〇で大丈夫」とか「〇〇ならインボイス・電子帳簿保存法に対応」「2024年1月から電子帳簿保存法が始まる」などが目立つようになってい

ます。インボイス制度についてはこれまでもお知らせしてきましたし、署名や国会議員要請などでインボイス制度の中止をもとめる取り組みもすすめています。

それでは「電子帳簿保存法」についてはどうでしょうか

「領収書もスキャンして保存するのか?」「このメーカーのソフトを使ったらいいか」などの問い合わせもあります。

「電子帳簿保存法」は全ての取引を電子化して保存しなければならぬ制度ではありません

「電子帳簿保存法」は全ての取引を電子化して保存しなければならぬ制度のように思われがちですが、本来は「国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、一定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存をもつてその帳簿の備付け及び保存に代えることができる」とされています（「国税庁ホームページより」というもので、本来の帳簿や書類の保存が電子化したもので認められるというものです）

膨大な紙媒体の帳簿や書類の保存にかえて電子化したデータの保存が認められ、これによりコスト等を下げることにつながるということです。つまり従来の帳簿や書類関係の保存ができる事業者には関係がないということです。

「電子取引」については「電磁記録」の保存が求められる

ただし「電子取引を行った場合には、一定の要件の下で、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこと」（国税庁ホームページより）とされており一定の対応が求められます。

「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。）の授受を電磁的方式により行う取引をいい（電子帳簿保存法）、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引等が含まれます。（国税庁ホームページより）

つまりメールなどで請求書や領収書が送られた場合は、そのデータを保存しなければならないこととなります。これが来年の1月から始まるのです。（本当はすでに運用が始まっていますが、対応の遅れで現在は「宥恕（やらなくても大目に見

春日井市ことぶき町一八三
〇八一一一四八二一
FAX 八一一九七五六



西村匡史税理士を講師に

電子帳簿保存法学習会

とき 6月1日(木) 午後7時〜
ところ レディヤンかすがい

第1会議室

「電子帳簿保存法」についての基本的な学習会を税理士法人・なごや経理の西村匡史税理士を講師に開催します。

ている状態)」されているだけです。「電子取引」の保存の仕方など詳しいことは事務所までお問い合わせください。

春日井民主商工会 第57回定期総会を

6月9日(金)午後7時から開催します
会場 グリーンパレス春日井101会議室

4月7日(金)に開催した第10回常任理事会で第57回定期総会が招集されました。

新型コロナの影響で通常開催になるのは4年ぶりになります。各支部の代議員と役員会で構成・開催しますが、民商会員なら誰でも参加し発言することができます。多くの方の参加を呼びかけます。



あらためて

インボイスの学習会を行います

「インボイス登録申請をどうしたらいいか」という問合せが続いていますが、他にも「レジ会社から、レジの変更が必要だと言われた」「店の前に自販機を置いていたが登録番号を教えてくれと言われた」などの相談もあります。

あらためてインボイス制度について学習会を行います。

とき 4月19日(水) 午後7時〜
ところ レディヤンかすがい

第4会議室

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計 山崎孝亀